

1. 事業のあゆみ

- 昭和 27 年 10 月 22 日 ○ 浦和保健所から町内(旧戸田町)24ヵ所の井戸水の水質検査の結果が
でる。(適7件、不適17件)
- 12 月 10 日 ○ 簡易水道関係地区保健委員会が初会合。
- 昭和 28 年 12 月 18 日 ○ 町議会厚生医委員会が開かれ、簡易水道布設について全員賛成。
(浦和保健所長出席、今後県と連絡を取りながら布設計画を進めることと
なった。)
- 昭和 29 年 1 月 4 日 ○ 簡易水道を取り止め、上水道計画に変更する。
(県公衆衛生課長より助言あり。)
- 2 月 22 日 ○ 町議会上水道特別委員会が先進市(飯能、春日部、川口市、川崎市)を
～ 26 日 視察。
- 2 月 27 日 ○ 上水道布設を町議会で議決。
- 3 月 23 日 ○ 上水道布設事業認可申請書を県に提出。
- 5 月 25 日 ○ 上水道布設事業認可申請書を国(厚生大臣、建設大臣)へ提出。
- 10 月 8 日 ○ 上水道布設計画、厚生大臣より認可(玉衛第659号)される。
【上水道布設計画の概要】
- ・ 計画目標年次 昭和46年度
 - ・ 計画給水人口 20,000人
 - ・ 計画給水量 1日最大 3,600 m³
1日平均 2,400 m³
1人1日最大 180 l
1人1日平均 120 l
 - ・ 計画給水区域 戸田町一円
 - ・ 事業費 105,000千円
 - ・ 工期 昭和29年度から昭和31年度まで
- 浄水場(現東部浄水場)の水源地実地調査。
- 11 月 24 日 ○ 上水道申込受付開始。
(初年度工区内の区長、保健委員に説明を開く。)
- 昭和 30 年 3 月 15 日 ○ 戸田町保健課で水道業務開始。
- 4 月 1 日 ○ 水道課を新設。
○ 給水条例(条例第25号)公布、施行。
- 6 月 9 日 ○ 給水装置工事申請書第1号受理。
- 7 月 1 日 ○ 川口市から原水の供給を受け下戸田地区350戸に給水開始、水道料金は、
暫定料金として川口市の10%上乗せした金額とする。
(市境に受水用メーターを設置)
- 【料金表(1ヵ月につき)】
- ・ 家事用 8m³ 132円 1m³につき 17円
 - ・ 工場その他大口用 20m³ 385円 1m³につき 22円
- 11 月 21 日 ○ 浄水場(現東部浄水場)用地(3,656.17m²)取得。

- 昭和 31 年 2 月 25 日 ○ 浄水場(現東部浄水場)起工式。
 8 月 10 日 ○ 第1水源井戸(現東部浄水場敷地内)完成。(口径300mm、深さ230m)
 8 月 13 日 ○ 浄水場運転開始。

○ 川口市からの原水受水廃止。

- 昭和 32 年 4 月 15 日 ○ 浄水場(現東部浄水場)に配水池完成、450m³×2池。
 7 月 20 日 ○ 戸田町と美笹村が合併、戸田町となる。

- 昭和 33 年 4 月 1 日 ○ 水道料金改定(主に端数調整)。

【料金表(1ヵ月につき)】

・ 家 事 用 8m³ 150円 1m³につき 20円

- 4 月 18 日 ○ 第2水源井戸(中町2丁目)完成。(口径300mm、深さ215m)

- 11 月 9 日 ○ 蕨町(現蕨市)下蕨地区(243戸、1,195人)に給水開始。

- 昭和 34 年 3 月 ○ 上水道竣工式。

- 昭和 35 年 8 月 3 日 ○ 第3水源井戸(下戸田1丁目)完成。(口径300mm、深さ218m)

- 12 月 16 日 ○ 第1次拡張事業計画変更認可申請。

- 12 月 19 日 ○ 第1次拡張事業計画変更について、議会において議決。

- 12 月 28 日 ○ 第1次拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。

【計画の概要】

- ・ 計 画 目 標 年 次 昭和45年度
- ・ 計 画 給 水 人 口 40,000人
- ・ 計 画 給 水 量 1日最大 8,520 m³
 1日平均 6,880 m³
 1人1日最大 213 ℓ
 1人1日平均 172 ℓ
- ・ 計 画 給 水 区 域 戸田町全域(堤外地を除く)。
- ・ 事 業 費 72,300千円
- ・ 工 期 昭和36年度から昭和39年度まで

- 12 月 ○ 下蕨地区への給水を蕨市へ切替えたため廃止する。

- 昭和 36 年 3 月 ○ 拡張工事に着手。

- 昭和 37 年 9 月 4 日 ○ 浄水場(現東部浄水場)に配水池完成。720m³×2池。

- 12 月 22 日 ○ 第2次拡張事業計画変更について、議会において議決。

- 12 月 24 日 ○ 第2次拡張事業計画変更認可申請。

- 昭和 38 年 1 月 4 日 ○ 西部浄水場起工式。

- 1 月 7 日 ○ 第2次拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。

【計画の概要】

- ・ 計 画 目 標 年 次 昭和50年度
- ・ 計 画 給 水 人 口 54,000人
- ・ 計 画 給 水 量 1日最大 16,580 m³
 1日平均 12,800 m³
 1人1日最大 307 ℓ
 1人1日平均 237 ℓ

- ・ 計 画 給 水 区 域 戸田町全域(堤外地を除く)。
- ・ 事 業 費 270,000千円
- ・ 工 期 昭和36年度から昭和41年度まで

- 4月1日 ○ 水道事業特別会計から公営企業会計(財務)に移行。
- 5月31日 ○ 西部浄水場に1基目の配水池完成。1,649m³×1池。
- 第4水源井戸(西部浄水場内)完成。(口径350mm、深さ250m)
- 7月1日 ○ 建築物地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水汲み上げ規制地域に指定される。
- 7月10日 ○ 西部浄水場完成。落成式挙行。
- 8月10日 ○ 西部浄水場運転開始。
- 9月5日 ○ 埼玉県営中央第一水道供給事業計画について、会議が開かれる。

- 昭和39年 3月5日 ○ 第5水源井戸(笹目1丁目)完成。(口径350mm、深さ250m)
- 10月30日 ○ 西部浄水場に2基目の配水池完成。1,649m³×1池。
- 昭和40年 2月20日 ○ 第6水源井戸(喜沢南1丁目)完成。(口径350mm、深さ230m)
- 9月15日 ○ 第7水源井戸(笹目南町)完成。(口径350mm、深さ253m)
- 10月6日 ○ 第3次拡張事業計画変更について、議会において議決。
- 12月20日 ○ 第3次拡張事業計画変更認可申請。
- 昭和41年 1月7日 ○ 第3次拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。

【計画の概要】

- ・ 計 画 目 標 年 次 昭和45年度
- ・ 計 画 給 水 人 口 77,600人
- ・ 計 画 給 水 量 1日最大 32,600 m³
- 1日平均 19,550 m³
- 1人1日最大 420 ℓ
- 1人1日平均 252 ℓ
- ・ 計 画 給 水 区 域 戸田町全域(堤外地を除く)。
- ・ 事 業 費 651,564千円
- ・ 工 期 昭和41年度から昭和42年度まで

- 1月31日 ○ 第8水源井戸(笹目3丁目)完成。(口径350mm、深さ231m)
- 3月31日 ○ 西部浄水場用地(8,988m²)を取得。
- 4月1日 ○ 中部浄水場用地(2,322m²)を取得。
- 10月1日 ○ 市制施行。
- 組織改正により水道課から水道部となる。
- 1部、2課(業務課、施設課)制となる。
- 10月27日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場(地上3階建)、地下配水池の工事関係予算を臨時市議会へ提出。財源に難があるため議案を撤回。
- 12月21日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場(地上3階建)建設について、地下配水池を計画から削除した工事請負契約を議会へ提出し、可決される。

- 昭和42年 1月12日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場建設工事起工式。
- 4月1日 ○ 地方公営企業法の改正により、全部適用(法定)となる。

- 6月 1日 ○ 第9水源井戸(中部浄水場内)完成。(口径300mm、深さ240m)
- 6月 30日 ○ 第10水源井戸(笹目1丁目)完成。(口径300mm、深さ230m)
- 11月 30日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場完成。
- 12月 1日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場落成式挙行。
- 12月 4日 ○ 水道庁舎兼中部浄水場に水道部移転、業務開始。
- 昭和 43年 1月 1日 ○ 隔月検針及び集金実施。(昭和42年10月定例市議会で条例を改正)
- 2月 19日 ○ トップ会談により、埼玉県営中央第一水道からの供給単価が1m³当たり11円に決定。
- 3月 25日 ○ 中部浄水場配水池完成、1,800m³×2池。
- 3月 31日 ○ 中部浄水場拡張計画用地(1,218m²)を取得。
- 4月 1日 ○ 給水装置新設分担金制度施行。
 - ・ 口径13mm 5,000円、20mm 7,500円ほか。
- 4月 1日 ○ 集金業務を金融機関へ委託。
 - 料金計算及び納入通知書作成業務を民間計算センターへ委託。
 - 中部浄水場で県水(埼玉県営中央第一水道)受水開始。(日量5,600m³、受水単価1m³当たり11円)
- 10月 28日 ○ 昭和46年度から昭和50年度までの用水供給事業について、県知事と協定を締結。
- 昭和 44年 3月 20日 ○ 水道部公舎、東部浄水場内に完成、2階建1棟4戸。
- 4月 1日 ○ 昭和44年度県水承認水量を5,600m³/日とする。
- 昭和 45年 4月 1日 ○ 昭和45年度県水承認水量を10,000m³/日とする。
- 11月 13日 ○ 県企業局より、県水の供給単価を11円から21円に改定案が示されるも決定に至らず。
- 昭和 46年 3月 25日 ○ 水道料金納付書制度採用。
- 4月 1日 ○ 昭和46年度県水承認水量を12,000m³/日とする。
 - 夏期(7~9月)は、15,000m³/日。
- 4月 18日 ○ 隔測メーターによる集合住宅への戸別検針開始。
- 7月 9日 ○ 西部浄水場で県水受水開始。コンクリート製配水池を使用。
- 12月 22日 ○ 第二期拡張事業計画変更について、議会において議決。
- 昭和 47年 3月 23日 ○ 第二期拡張事業計画変更認可申請。
- 3月 31日 ○ 第二期拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。

【計画の概要】

- ・ 計画目標年次 昭和50年度
- ・ 計画給水人口 109,000人
- ・ 計画給水量

1日最大	72,485 m ³
1日平均	42,649 m ³
1人1日最大	595 ℓ
1人1日平均	476 ℓ
- ・ 計画給水区域 戸田市全域(堤外地を除く)。
- ・ 事業費 719,000千円
- ・ 工期 昭和47年度から昭和50年度まで

- 4月 1日 ○ 昭和47年度県水承認水量を13,000^m／日とする。
夏期(7~9月)は、16,000^m／日。
○ 県水供給単価が1^m当たり15円となる。
- 12月25日 ○ 西部浄水場に管理棟その他付属施設建設工事に着手。
○ 西部浄水場鋼板製配水池工事着手、7,500^m×2池。
- 昭和48年 3月29日 ○ 水道料金改定(議会議決)。用途別逦増制料金採用。
料金改定率57.99%、家事用改定率24.51%。
- 4月 1日 ○ 新料金実施。
○ 昭和48年度県水承認水量を14,000^m／日とする。
夏期(7~9月)は、18,000^m／日。
- 8月 1日 ○ 市役所機構改革。水道部は、1部2課8係となる。
- 11月30日 ○ 西部浄水場鋼板製配水池完成。7,500^m×2池。
- 昭和49年 2月 8日 ○ 西部浄水場鋼板製配水池受水(4,400^m／日)開始。
- 2月10日 ○ 西部浄水場管理棟、その他付属施設完成。落成式挙行。
- 3月30日 ○ 西部浄水場鋼板製配水池建設に伴うテレビ共聴アンテナ完成。
- 4月 1日 ○ 昭和49年度県水承認水量を20,500^m／日とする。
夏期(7~9月)は、27,000^m／日。
○ 検針業務民間委託実施。
- 昭和50年 4月 1日 ○ 昭和50年度県水承認水量を27,000^m／日とする。
夏期(7~9月)は、31,000^m／日。
- 9月19日 ○ 水道料金、分担金改定(議会議決)。
料金改定率44.56%、家事用改定率54.04%。
- 10月 1日 ○ 県水供給単価1^m当たり20円50銭となる。
- 11月 1日 ○ 新料金、分担金制実施。
- 昭和51年 4月 1日 ○ 昭和51年度県水承認水量を29,961^m／日とする。
夏期(7~9月)は、34,000^m／日。
○ 県水供給単価1^m当たり22円となる。
- 12月10日 ○ 第二期拡張事業計画変更について、議会において議決。
- 12月27日 ○ 第二期拡張事業計画変更認可申請。
- 昭和52年 2月28日 ○ 第二期拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。

【計画の概要】

- ・ 計画目標年次 昭和55年度
- ・ 計画給水人口 80,000人
- ・ 計画給水量

1日最大	56,000 ^m
1日平均	40,800 ^m
1人1日最大	700 ^l
1人1日平均	510 ^l
- ・ 計画給水区域 戸田市全域(堤外地を除く)。
- ・ 事業費 2,049,416千円
- ・ 工期 昭和51年度から昭和55年度まで

- 4月 1日 ○ 昭和52年度県水承認水量を30,991m³/日とする。
夏期(7~9月)は、37,000m³/日。
- 10月 20日 ○ 日水協県支部南部地区(12事業体)災害相互援助協定(覚書)を締結。
- 昭和 53年 4月 1日 ○ 県営第一水道、東部第一水道、西部第一水道の三水道を統合、県広域第一水道となる。
- 昭和53年度県水承認水量を31,969m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39,000m³/日。
- 県水供給単価1m³当たり30円となる。
- 水道料金、財務会計システム開発開始。
- 8月 1日 ○ 県広域第二水道供給開始する。
- 昭和 54年 4月 1日 ○ 昭和54年度県水承認水量を32,500m³/日とする。
夏期(7~9月)は、40,000m³/日。
- 県水供給単価1m³当たり33円となる。
- 昭和 55年 4月 1日 ○ 昭和55年度県水承認水量を34,074m³/日とする。
夏期(7~9月)は、36,690m³/日。
- 水道料金、財務会計システム稼働開始。
- 昭和 56年 3月 28日 ○ 水道料金、分担金改定(議会議決)。
料金改定率46.3%、家事用改定率24.9%。
- 4月 1日 ○ 新料金、分担金制実施。
- 4月 1日 ○ 昭和56年度県水承認水量を34,900m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39,700m³/日。
- 県広域第一水道内の旧県営第一水道、旧東部第一水道、旧西部第一水道への供給単価が1m³当たり39円に統一される。
- 昭和 57年 4月 1日 ○ 昭和57年度県水承認水量を31,000m³/日とする。
夏期(7~9月)は、37,700m³/日。
- 10月 1日 ○ 水道部の事務室を水道庁舎より市役所本庁舎へ移転。
- 昭和 58年 4月 1日 ○ 昭和58年度県水承認水量を31,000m³/日とする。
夏期(7~9月)は、36,800m³/日。
- 昭和 59年 4月 1日 ○ 昭和59年度県水承認水量を32,500m³/日とする。
夏期(7~9月)は、36,800m³/日。
- 県水供給単価1m³当たり42円となる。
- 昭和 60年 4月 1日 ○ 昭和60年度県水承認水量を32,700m³/日とする。
夏期(7~9月)は、36,000m³/日。
- 水道料金、財務会計システム漢字処理稼働。
- 昭和 61年 4月 1日 ○ 昭和61年度県水承認水量を33,200m³/日とする。
夏期(7~9月)は、35,400m³/日。
- 昭和 62年 4月 1日 ○ 昭和62年度県水承認水量を33,200m³/日とする。
夏期(7~9月)は、35,400m³/日。

- 昭和 63 年 4 月 1 日 ○ 昭和63年度県水承認水量を33, 200m³/日とする。
夏期(7~9月)は、35, 400m³/日。
○ 県水供給単価1m³当たり47円となる。
- 12 月 15 日 ○ 第三期拡張事業計画変更について、議会において議決。
- 平成 元年 2 月 27 日 ○ 第三期拡張事業計画変更認可申請。
- 3 月 17 日 ○ 第三期拡張事業計画変更について、厚生大臣認可。
【計画の概要】
- ・ 計 画 目 標 年 次 平成7年度
 - ・ 計 画 給 水 人 口 93, 000人
 - ・ 計 画 給 水 量 1日最大 60, 000 m³
1日平均 46, 516 m³
1人1日最大 645 ℓ
1人1日平均 500 ℓ
 - ・ 計 画 給 水 区 域 戸田市全域(堤外地を除く)。
 - ・ 事 業 費 3, 328, 000千円
 - ・ 工 期 平成元年度から平成7年度まで
- 4 月 1 日 ○ 消費税3%施行。
○ 平成元年度県水承認水量を35, 110m³/日とする。
夏期(7~9月)は、37, 310m³/日。
○ 消費税が付加されたため、県水供給単価1m³当たり48円41銭となる。
- 平成 2 年 3 月 15 日 ○ 中部浄水場配水池に有機塩素化合物(トリクロロエチレン)除去装置設置。(対象井戸:東中部浄水場水源である1, 3, 9号井戸)
- 4 月 1 日 ○ 平成2年度県水承認水量を36, 610m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39, 110m³/日。
- 平成 3 年 1 月 1 日 ○ 県水受水各団体課税消費税税率3%を1. 5%とする。
○ 県水供給単価1m³当たり47円70銭となる。
- 3 月 22 日 ○ 東部、中部、西部の各浄水場の運転管理を西部浄水場で集中監視する「浄水場集中監視制御整備工事」を債務負担行為により着手。
- 4 月 1 日 ○ 平成3年度県水承認水量を38, 880m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39, 110m³/日。
○ 県広域第一水道供給事業と県広域第二水道供給事業が統合され、水道用水供給事業となる。
- 8 月 29 日 ○ 県水供給単価改定案示される。
・ 旧広域第一水道:59円82銭
・ 旧広域第二水道:86円79銭
- 12 月 20 日 ○ 県議会において県水供給単価改定案が議決される。
・ 旧広域第一水道:59円13銭
・ 旧広域第二水道:86円10銭

- 平成 4 年 3 月 16 日 ○ 浄水場集中監視制御整備工事が完了、運転開始。
- 3 月 27 日 ○ 水道料金改定(議会議決)、6月1日より実施。
口径別料金制採用。基本水量、量水器使用料廃止。
平均料金改定率35.84%
- 4 月 1 日 ○ 平成4年度県水承認水量を39,400m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39,630m³/日。
○ 県水供給単価1m³当たり59円13銭となる。
○ 西部浄水場運転管理業務委託開始。
- 5 月 29 日 ○ 西部浄水場において集中監視制御装置の始動式挙行。
- 6 月 1 日 ○ 新料金制実施。
- 平成 5 年 3 月 15 日 ○ 浄水場末端局遠方監視設備を早瀬公園、喜沢中学校の2カ所に設置。
- 4 月 1 日 ○ 平成5年度県水承認水量を40,800m³/日とする。
夏期(7~9月)は、44,400m³/日。
- 平成 6 年 1 月 24 日 ○ 新電算システム始動式挙行。
- 2 月 1 日 ○ 水道部独自電算システムに移行。
- 2 月 15 日 ○ 浄水場末端局遠方監視設備を番匠免公園、後第二公園の2カ所に設置。
- 3 月 4 日 ○ 第四期拡張事業計画を議会において議決。
- 3 月 28 日 ○ 第四期拡張事業計画認可申請。
- 3 月 31 日 ○ 第四期拡張事業計画厚生大臣認可(厚生省生衛第400号)
- 【計画の概要】
- ・ 計画目標年次 平成12年度
 - ・ 計画給水人口 107,000人
 - ・ 計画給水量

1日最大	63,700 m ³
1日平均	52,850 m ³
1人1日最大	595 ℓ
1人1日平均	494 ℓ
 - ・ 計画給水区域 戸田市全域
 - ・ 事業費 7,566,000千円
 - ・ 工期 平成6年度から平成12年度まで
- 4 月 1 日 ○ 平成6年度県水承認水量を38,488m³/日とする。
夏期(7~9月)は、41,700m³/日。
- 平成 7 年 4 月 1 日 ○ 平成7年度県水承認水量を38,382m³/日とする。
夏期(7~9月)は、41,700m³/日。
○ 配水管布設及び更新工事において、耐震性を考慮し、S形、SⅡ形の配水管を採用。
○ 公道部分の給水管にステンレス管を採用。
- 7 月 19 日 ○ 石綿管更新事業計画を策定。
平成8年度から平成17年度までの10カ年計画について、市長決裁。
- ・ 石綿管総延長 60km
 - ・ 総事業費 66億円
 - ・ 内容 高耐震性ダクタイル鋳鉄管へ更新

- 12月20日 ○ 水道料金、分担金、手数料改定(議会議決)。
平成8年4月1日より改定。
水道料金平均改定率 25.7%
- 平成 8年 4月 1日 ○ 水道料金及び分担金改定。
○ 平成8年度県水承認水量を37,489m³/日とする。
夏期(7~9月)は、40,800m³/日。
- 7月 3日 ○ 東部浄水場第一期改築工事を2カ年継続事業により着手。
・ 本体工事 配水池築造(PC 7,500m³ 1基)、管理棟建築等
・ 機械、電気計 次亜注入設備、配水ポンプ設備、電気計装設備
装設備工事
○ 東部浄水場第一期改築工事に伴う主要配水幹線布設工事を開始する。
- 9月25日 ○ 埼玉県水道用水供給事業
戸田東部支線南町工区送水管布設工事
・ 工事概要 既設幹線川口I系φ700mmと戸田市東部浄水場を結ぶ
戸田東部支線は、戸田市中町2丁目地先戸田市東部浄
水場を発進立坑とし、川口市芝中田1丁目地先道路緑
地を到達立坑とする長距離シールド工事
・ 工事延長 2,589.6m
・ 工 期 平成8年9月25日から平成11年10月8日まで
- 平成 9年 3月24日 ○ 県議会において県水供給単価改正案が議決される。
・ 平成9・10年度 57円41銭×1.05=60.28
・ 平成11年度~ 61円78銭×1.05=64.86
- 3月27日 ○ 消費税法等改正に伴う水道料金、分担金改定(議会議決)。
・ 水道料金は平成9年6月1日から改定(消費税引上相当分2%)
・ 分担金は平成9年4月1日から改定(")
- 4月 1日 ○ 平成9年度県水承認水量を38,237m³/日とする。
夏期(7~9月)は、41,300m³/日。
- 平成 10年 3月 6日 ○ 水道法改正に伴い、給水条例を一部改正(議会議決)。
指定給水装置工事事業者規程を制定(H10.4.1施行)。
- 3月11日 ○ 東部浄水場第一期改築工事竣工式挙行。
- 4月 1日 ○ 平成10年度県水承認水量を38,647m³/日とする。
夏期(7~9月)は、41,332m³/日。
○ 東部浄水場で県水受水開始。
- 平成 11年 1月 1日 ○ 上・下水道料金のコンビニエンスストア収納事務を開始。
2月 1日 ○ 水道部電算システム機種入れ替え。
4月 1日 ○ 平成11年度県水承認水量を36,010m³/日とする。
夏期(7~9月)は、38,702m³/日。
- 10月 1日 ○ 水道広報紙「みずのめぐみ」第1号創刊。
- 平成 12年 4月 1日 ○ 平成12年度県水承認水量を36,161m³/日とする。
夏期(7~9月)は、38,842m³/日。
6月 1日 ○ 給水台帳システムを導入。

- 7月 8日 ○ 東部浄水場自家用発電機等設置事業を2ヵ年継続事業により着手。
- ・ 自家用発電機設備工事 発電機 500KVA 6.6KV
 - ・ 管理棟増築工事 非常用発電機室の増築 96.52㎡
- 12月 13日 ○ 第五期拡張事業計画を議会において議決。
- 平成 13年 3月 12日 ○ 第五期拡張事業計画認可申請。
- 3月 30日 ○ 第五期拡張事業計画厚生労働大臣認可(厚生労働省発健第298号)。
- 【計画の概要】
- ・ 計画目標年次 平成22年度
 - ・ 計画給水人口 130,000人
 - ・ 計画給水量 1日最大 63,800 m³
1日平均 54,200 m³
1人1日最大 491 l
1人1日平均 417 l
 - ・ 計画給水区域 戸田市全域
 - ・ 事業費 10,955,000千円
 - ・ 工期 平成13年度から平成22年度まで
- 4月 1日 ○ 平成13年度県水承認水量を36,429m³/日とする。
夏期(7~9月)は、39,113m³/日。
○ 中部浄水場で県水受水開始。
- 8月 8日 ○ 東部浄水場自家用発電設備工事及び管理棟増築工事竣工。
- 平成 14年 4月 1日 ○ 平成14年度県水承認水量を36,009m³/日とする。
夏期(7~9月)は、38,693m³/日。
- 12月 13日 ○ 水道法改正に伴い、給水条例を一部改正(議会議決)。
貯水槽水道の管理に関し、市及び設置者の責務を定める。
- 平成 15年 4月 1日 ○ 水道料金事務委託実施。
○ 配水管布設及び更新工事において、耐震性、経済性を考慮しS形、SⅡ形配水管に代えて改良型であるNS形配水管を採用。
○ 平成15年度県水承認水量を33,665m³/日とする。
夏期(7~9月)は、36,363m³/日。
- 平成 16年 3月 12日 ○ 西部浄水場次亜塩素素注入設備導入。
- 4月 1日 ○ 水道部電算システム更新。
○ 平成16年度県水承認水量を32,753m³/日とする。
夏期(7~9月)は、35,453m³/日。
- 平成 17年 1月 5日 ○ 水道部ホームページ開設。
- 3月 2日 ○ 西部浄水場鋼板製東側配水池塗装工事竣工。
- 4月 1日 ○ 西部浄水場運転管理業務委託の拡大。
平成17年度県水承認水量を34,611m³/日とする。
夏期(7~9月)は、37,313m³/日。
- 7月 1日 ○ 給水開始50周年をむかえる。
- 8月 1日 ○ 「給水開始50周年記念号 戸田市水道広報みずのめぐみ第13号」を発行。

- 12月14日 ○ 戸田市水道事業中期経営プラン2005(5ヵ年計画)を策定。
- 平成 18 年 3月 7日 ○ 西部浄水場鋼板製西側配水池塗装工事竣工。
 3月31日 ○ 平成8年度から10ヵ年計画で実施した石綿管更新事業が完了。
 4月 1日 ○ 3階建専用住宅直結給水を実施。
 ○ 平成18年度県水承認水量を35, 222m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、37, 929m³/日。
- 平成 19 年 4月 1日 ○ 給水受付事務委託実施。
 ○ 平成19年度県水承認水量を35, 158m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、37, 873m³/日。
 7月 2日 ○ 戸田市上下水道事業経営審議会設置準備会議を発足。
 12月17日 ○ 戸田市上下水道事業経営審議会条例を制定。
- 平成 20 年 4月 1日 ○ 平成20年度県水承認水量を35, 372m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、38, 092m³/日。
 ○ 浄水場配水池等耐震診断を実施。
- 平成 21 年 3月25日 ○ 戸田市水道ビジョン策定。
 4月 1日 ○ 平成21年度県水承認水量を35, 263m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、37, 989m³/日。
- 平成 22 年 4月 1日 ○ 平成22年度県水承認水量を33, 766m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、34, 685m³/日。
 6月 1日 ○ 直結増圧給水方式導入 φ50…40世帯 10F φ75…150世帯 15F
 12月 1日 ○ 水道施設整備実施計画策定。
- 平成 23 年 4月 1日 ○ 組織統合により、上下水道部となる(議会議決)。
 ○ 平成23年度県水承認水量を34, 464m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、34, 908m³/日。
 8月12日 ○ 西部・中部浄水場監視制御設備更新工事を継続事業により着手。
- 平成 24 年 4月 1日 ○ 平成24年度県水承認水量を35, 044m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、34, 851m³/日。
 9月24日 ○ 西部浄水場井水施設更新工事を継続事業により着手。
- 平成 25 年 1月 1日 ○ 上下水道部の事務室を市役所本庁舎より新曾南庁舎へ移転。
 3月11日 ○ 西部・中部浄水場監視制御設備更新工事が完了。運転開始。
 4月 1日 ○ 平成25年度県水承認水量を33, 999m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、34, 181m³/日。
 6月28日 ○ 西部浄水場井水施設更新工事が完了し、7月1日から運用開始。
 12月16日 ○ 消費税法等改正に伴う水道料金、下水道使用料、分担金、加入金改定
 (議会議決)。平成26年4月1日から改定(消費税8%)。
- 平成 26 年 3月17日 ○ 第五期拡張事業の計画変更届出。
 4月 1日 ○ 下水道事業法適化により、業務担当が水道業務課に統合され、上下水道経営課となる(議会議決)。
 ○ 平成26年度県水承認水量を33, 234m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、34, 141m³/日。

- 6月27日 ○ 第五期拡張事業計画変更に伴い条例を一部改正(議会議決)。
【計画の概要】
 ・ 計画目標年次 平成32年度
 ・ 計画給水人口 138,300人
- 平成27年 3月30日 ○ 戸田市水道ビジョン2014(改訂版)を策定。
 4月1日 ○ 平成27年度県水承認水量を34,872m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,533m³/日。
 ○ 耐用年数の長いGX管を採用。
 6月17日 ○ 戸田市水道事業中期経営計画を策定。
- 平成28年 4月1日 ○ 上下水道事業包括委託開始
 ○ 平成28年度県水承認水量を34,983m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,370m³/日。
- 平成29年 1月16日 ○ 私道内配水管布設工事開始。
 2月24日 ○ 上下水道部公式キャラクター「戸田シズク・ぼたりん」誕生。
 ○ 西部浄水場電気設備更新及び中央監視装置改良工事着手。
 3月3日 ○ 西部浄水場防災倉庫・電気棟更新工事着手。
 4月1日 ○ 平成29年度県水承認水量を35,088m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,160m³/日。
 ○ 上下水道料金のクレジットカード収納事務を開始。
 12月12日 ○ 第五期拡張事業第二回変更届出認可。
- 平成30年 3月12日 ○ 第五期拡張事業計画変更に伴い条例を一部改正(議会議決)。
【計画の概要】
 ・ 計画目標年次 平成36年度
 ・ 計画給水人口 145,600人
- 4月1日 ○ 平成30年度県水承認水量を35,293m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,180m³/日。
- 平成31年 3月5日 ○ 西部浄水場防災倉庫・電気棟更新工事 引渡し。
 3月18日 ○ 西部浄水場電気設備更新及び中央監視装置改良工事 引渡し。
 3月25日 ○ 戸田市布設工事監督者が監督を行う水道の布設工事、布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例を一部改正(議会議決)。
 ○ 消費税法等改正に伴う水道料金、分担金、加入金改定(議会議決)。
 令和元年10月1日から改定(消費税10%)。
 4月1日 ○ 平成31年度県水承認水量を35,386m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,359m³/日。
 ○ 戸田市水道事業中期経営計画(平成31年度~平成37年度)を策定。
- 令和元年 9月26日 ○ 水道法改正に伴い、給水条例を一部改正(議会議決)。
 令和2年 4月1日 ○ 令和2年度県水承認水量を35,460m³/日とする。
 夏期(7~9月)は、35,563m³/日。

- 6月 1日 ○ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策として、水道料金の基本料金 4か月分の減免を実施(議会議決)。
- 令和 3年 4月 1日 ○ 水安全部に組織改正[総務課、水道施設課、下水道施設課、河川課](議会議決)。
○ 令和3年度県水承認水量を36,915 m^3 /日とする。
夏期(7~9月)は、36,722 m^3 /日。
- 令和 4年 4月 1日 ○ 令和4年度県水承認水量を36,018 m^3 /日とする。
夏期(7~9月)は、35,911.5 m^3 /日。
- 7月 1日 ○ 原油価格・物価高騰に対する緊急支援策として、水道料金の基本料金 4か月分の減免を実施(議会議決)。
- 令和 5年 4月 1日 ○ 令和5年度県水承認水量を34,952.7 m^3 /日とする。
夏期(7~9月)は、34,663.4 m^3 /日。